パブリック・コメント　あなたの声をお聞かせください

芳賀町地域防災計画（修正案）に対する ご意見を募集しています

過去の災害の経験と教訓を生かし、町民の安全・安心を維持向上させるため、防災体制の充実高度化を図るとともに、行政と町民が一体となり地域の防災力を強化するために、従来の計画を全面的に修正します。

このたび、修正案を取りまとめましたので、町民の皆さんからご意見を募集します。

修正の背景

芳賀町地域防災計画を平成8年3月に作成し、一部修正を2回行いました。しかし近年、集中豪雨などの自然災害、火災や事故などの大規模災害により、さまざまな被害が発生しています。そのような状況を踏まえて各種法令、国および県の防災基本計画が改正されました。町はそれらとの整合性を図り、大規模災害の対策強化を図ります。

計画の目的

この計画は、災害対策基本法に基づき芳賀町防災会議が作成する計画です。町、防災関係機関および町民などが災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することで、町民の生命や財産を災害から守ることを目的としています。

計画の概要

震災およびその他の一般災害に共通な「共通対策編」と個別の「風水害対策編」「震災対策編」「危険物対策編」で構成します。

芳賀町地域防災計画
- 共通対策編
- 風水害対策編
- 震災対策編
- 危険物対策編

【資料の配布場所】町総務課、生涯学習センターおよび各分館 、芳賀町ホームページに掲載
【応募方法】配布場所に備えてある用紙に記入し、郵送、ＦＡＸ、電子メールで応募
※電話などによる口頭での意見提出はご遠慮ください。
問総務課地域安全対策係 〒321-3392　芳賀町祖母井1020
【☎028（677）6029】【FAX028（677）3123】【✉tiikianzen@town.haga.tochigi.jp】
【提出期限】２月15日まで

【共通対策編の構成】

第1章「総則」
○計画の目的及び性格等
○防災関係機関等の責務と業務の大綱
○町の自然的条件と災害記録
○町の社会的条件
○防災に関しての住民意識
○本町で予想される災害

第2章「予防」
○防災意識の高揚と防災知識の普及啓発
○地域防災の充実・ボランティア連携強化
○防災訓練の実施
○災害時要援護者対策
○物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備
○災害に強いまちづくり
○水防体制の整備
○土砂災害、山地災害予防
○火災予防
○農業関係災害予防
○情報の収集・伝達体制の整備
○情報通信網の整備
○避難体制の整備
○消防・救急・救助体制の整備
○医療救護体制の整備
○緊急輸送体制の整備
○防災拠点等の整備
○建築物等災害予防
○公共施設等災害予防
○危険物施設等災害予防
○文教対策
○航空消防防災体制の整備
○広域応援体制の整備

第3章「応急対策」
○活動体制の確立
○情報の収集・伝達
○通信・放送確保対策
○相互応援協力・派遣要請
○災害救助法の適用
○避難対策
○救急・救助・消火活動
○医療救護活動
○緊急輸送活動
○食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動
○農業関係対策
○保健衛生活動
○障害物等除去活動
○廃棄物処理活動
○文教対策
○住宅応急対策
○労務供給対策
○公共施設等応急対策
○危険物施設等応急対策
○広報活動
○自発的支援の受入

第4章「復旧・復興」
○復旧・復興の基本的方向の決定
○民生の安定化対策
○公共施設等災害復旧対策

【風水害対策編の構成】

第1章「総則」

第2章「予防」
○防災意識の高揚と防災知識の普及啓発
○地域防災の充実・ボランティア連携強化
○防災訓練の実施
○災害時要援護者対策
○物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備
○災害に強いまちづくり
○水防体制の整備
○土砂災害、山地災害予防
○農業関係災害予防
○情報の収集・伝達体制の整備
○情報通信網の整備
○避難体制の整備
○消防・救急・救助体制の整備
○医療救護体制の整備
○緊急輸送体制の整備
○防災拠点等の整備
○建築物等災害予防
○公共施設等災害予防
○危険物施設等災害予防
○文教対策
○航空消防防災体制の整備
○広域応援体制の整備

第3章「応急対策」
○活動体制の確立
○災害拡大防止活動
○情報の収集・伝達
○通信・放送確保対策
○相互応援協力・派遣要請
○災害救助法の適用
○避難対策
○救急・救助活動
○医療救護活動
○緊急輸送活動
○食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動
○農業施設対策
○保健衛生活動
○障害物等除去活動
○廃棄物処理活動
○文教対策
○住宅応急対策
○労務供給対策
○公共施設等応急対策
○危険物施設等応急対策
○広報活動
○自発的支援の受入

第4章「復旧・復興」
○復旧・復興の基本的方向の決定
○民生の安定化対策
○公共施設等災害復旧対策

【震災対策編の構成】

第1章「総則」
○震災を取り巻く自然的条件
○主な地震活動

第2章「予防」
○防災意識の高揚と防災知識の普及啓発
○地域防災の充実・ボランティア連携強化
○防災訓練の実施
○災害時要援護者対策
○物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備
○災害に強いまちづくり
○火災予防
○農業関係災害予防
○地盤災害予防
○情報収集・伝達体制の整備
○情報通信網の整備
○避難体制の整備
○消防・救急・救助体制の整備
○医療救護体制の整備
○緊急輸送体制の整備
○防災拠点等の整備
○建築物等災害予防
○公共施設等災害予防
○危険物施設等災害予防
○文教対策
○航空消防防災体制の整備
○広域応援体制の整備

第3章「応急対策」
○活動体制の確立
○二次災害防止活動
○情報の収集・伝達
○通信・放送確保対策
○相互応援協力・派遣要請
○災害救助法の適用
○避難対策
○救急・救助・消火活動
○医療救護活動
○緊急輸送活動
○食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動
○農業施設対策
○保健衛生活動
○障害物等除去活動
○廃棄物処理活動
○文教対策
○住宅応急対策
○労務供給対策
○公共施設等応急対策
○危険物施設等応急対策
○広報活動
○自発的支援の受入

第4章「復旧・復興」
○復旧・復興の基本的方向の決定
○民生の安定化対策
○公共施設等災害復旧対策

付編　東海地震の警戒宣言発令時の緊急応急対策
第1節「総則」
第2節「平常時における対策」
第3節「警戒宣言発令までの対応措置」
第4節「警戒宣言発令時の対応措置」

【危険物等事故対策編の構成】

第1章「総則」
○本町の危険物等の状況
○本町の放射性物質・危険物関係事故

第2章「予防」
○事業所等に対する防災体制の強化
○放射性物質運搬事故予防対策
○石油類等危険物事故予防対策
○ガス事故予防対策
○火薬類事故予防対策
○毒物・劇物事故予防対策

第3章「応急対策」
○活動体制の確立
○災害救助法の適用
○災害拡大防止対策
○救急・救助、医療及び消火活動
○広報活動
○放射性物質運搬事故応急対策
○石油類等危険物事故応急対策
○ガス事故応急対策
○火薬類事故応急対策
○毒物・劇物事故応急対策

第4章「復旧」